

○福岡女学院看護大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程

〔常任理事会事項〕

2015（平27）年3月18日

制定

最終改正 2022（令和4）年10月12日

（目的）

第1条 この規程は、福岡女学院看護大学（以下「本学」という。）の職員等及び学生の研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）を防止し、不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「不正行為」とは、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされた場合は、不正行為には当たらないものとする。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

2 この規程において対象となる「研究活動」とは、本学において行われるすべての研究活動をいう。

3 この規程において「職員等」とは、本学の役員、教員、事務職員、任期付教職員、研究員等をいう。

4 この規程において「調査事案」とは、不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）において審議、検討が行われる案件をいう。

5 この規程において「告発者」とは、告発等を行う者をいう。

6 この規程において「被告発者等」とは、被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者をいう。

（学長の責務）

第3条 学長は、研究活動の不正行為防止のために職員等及び学生（以下「構成員」という。）への啓発活動に努めなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第4条 研究倫理教育責任者は、福岡女学院看護大学公的研究費の取扱い及び不正使用等への対応に関する規程第5条に規定されたコンプライアンス推進責任者をもって充て、所管する部局の構成員に対し、研究活動上の不正行為の防止に関し必要な研究活動上の倫理教育又は指導を定期的に行うものとする。

- 2 研究倫理教育責任者は、職員から提出された研究倫理教育受講の証明書に基づき受講管理を行うものとし、受講状況を翌年度4月末までに学長に報告する。

(構成員の責務)

第5条 構成員は、高い倫理性を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 構成員は、「福岡女学院看護大学倫理規準」に基づいて、研究データを一定期間適切に保存及び管理をし、必要な場合には開示しなければならない。
- 3 構成員は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を定期的に受講しなければならない。
- 4 構成員は、この規程及びこの規程に基づく研究倫理教育責任者の指導等に従い、又この規程に定める調査等に協力しなければならない。

(研究倫理委員会の責務)

第6条 本学の研究倫理委員会は、研究活動の不正行為防止に努めるものとする。研究倫理委員会に関する規程は別に定める。

(相談及び告発窓口)

第7条 不正行為に関する告発等を受け付けるため、本学内に不正行為に関する相談及び告発窓口（以下「告発窓口」という。）を置く。

- 2 告発窓口、告発等の受付方法及び告発等の取扱いについては、福岡女学院看護大学公的研究費の取扱い及び不正使用等への対応に関する規程第17条を準用する。この場合において、当該規程中「公的研究費の不正使用」とあるのは、「研究活動の不正行為」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、告発窓口の職員は、自己との利害関係を持つ事案に関与することはできない。
- 4 告発窓口の職員は、前項の規定に該当する事案について相談又は告発を受けたときは、直ちに学長に報告しなければならない。
- 5 学長は、前項の報告を受けたときは、当該事案に関する告発窓口の業務を他の職員に命じるものとする。

- 6 告発窓口は、告発の意思を明示しない相談を受け、その内容を確認のうえ相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

(警告)

第8条 前条の相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められようとしている等であるときは、告発窓口は、学長に報告するものとする。

- 2 学長が、前項の報告を受け、その内容を確認及び精査のうえ相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発等の取扱い)

第9条 本学の他に調査を行うことが妥当と判断される研究機関が想定されるときは、学長は、当該研究機関に告発等の内容を通知し、当該研究機関とその対応について協議するものとする。

- 2 学長は、他の研究機関から本学に回付された告発等について、本学が調査を行うことが妥当と判断されるときは、本学に告発等があったものとしてこれを取り扱うものとする。

(調査委員会)

第10条 本学に、調査委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、学長が指名した者があたる。
- 4 委員は次の各号に掲げる者とする。ただし、委員の半数以上は職員等以外で構成しなければならない。

- (1) 本学の職員等のうちから学長が任命する者
- (2) 本学の職員等以外の者のうちから学長が委嘱する者
- (3) 本学の職員等以外の者で、法律の知識を有する者のうちから学長が委嘱する者

- 5 調査委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議、検討及び報告を行う。

- (1) 不正行為の調査に関すること。
- (2) その他不正行為に関し必要な事項

- 6 委員の任期は、調査事案に係る措置が終了したときをもって終了するものとする。

- 7 全ての調査委員は、告発者及び被告発者等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(予備調査)

第11条 学長は、予備調査委員会を設置し、告発等のあった事案について速やかに予備調

査を実施するものとする。

- 2 予備調査委員会は、委員長及び委員が指名する若干名の委員をもって構成し、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を実施する。
- 3 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合は、学長は、これを匿名の告発に準じて取扱い、当該事案に係る予備調査の開始を委員長に命ずることができる。ただし、指摘された不正行為の疑いが、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。
- 4 予備調査委員会は、予備調査の結果に基づき、告発等のあった事案について委員会が行う調査（以下「本調査」という。）の実施の可否を判断し、告発等受付後、原則として30日以内にその結果を学長に報告する。

（本調査の決定等）

第12条 学長は、前条第4項の報告を踏まえ、本調査を行うか否かを決定する。

- 2 学長は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し調査を行うことを通知するとともに、調査への協力を求める。
- 3 学長は、本調査を行うことを決定した場合、配分機関及び関係省庁にも調査を行う旨を報告するものとする。
- 4 学長は、本調査を行わない場合は、その理由を付記して告発者に通知するとともに、予備調査の資料を保存し、調査事案に係る研究費の資金配分機関（以下「配分機関」という。）又は告発者の求めに応じ開示することができる。

（本調査委員会の設置）

第13条 本調査を実施することを決定したときは、学長は、速やかに本調査委員会を設置するものとする。

（本調査の通知）

第14条 学長は、本調査を行う委員の氏名や所属を告発者及び被告発者等に通知するものとする。

- 2 告発者及び被告発者等は、前項の通知内容に不服があるときは、通知の日の翌日から起算して14日以内に、学長に対し、理由を付した書面により異議申立てをすることができるものとする。

- 3 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、その内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者等に通知するものとする。

(本調査の実施)

第15条 本調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に本調査を開始する。

- 2 本調査は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施するものとする。
- 3 本調査に際しては、被告発者等に弁明の機会を与えるものとする。
- 4 本調査の対象は、告発等のあった事案に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者等の他の研究をも含めることができるものとする。

(証拠の保全)

第16条 調査委員会は、本調査の実施に際し、告発等のあった事案に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができるものとする。

- 2 告発等のあった事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発等のあった事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全するよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 告発等のあった事案に係る研究活動に関して、学外の調査機関からその証拠となるような資料等の保全を要請されたときは、調査委員会は、これに応じ必要な措置をとるものとする。
- 4 調査委員会は、前3項の措置に必要な場合を除き、被告発者等の研究活動を制限してはならない。

(研究費の執行停止等)

第17条 学長は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果が出るまでの間、告発等のあった事案に係る研究の研究費について、執行を停止する等、必要な措置を講じることができる。

(調査協力義務・説明責任)

第18条 本調査に対しては、告発者及び被告発者等は積極的に調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負うものとし、被告発者等が告発内容を否認する場合には、自己の責任において、当該研究の適正な方法及び手続き並びに論文等の表現の適切性について、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 その他告発等のあった事案に係る者は、本調査に係る委員会の要請に対し、積極的に協力しなければならない。

(認定の手続き)

第19条 調査委員会は、調査開始後、原則として150日以内に不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為が行われたものと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を明らかにする。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、調査委員会は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合であって、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨を明らかにするとともに、告発者に弁明の機会を与える。

(認定の方法)

第20条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的及び科学的証拠、証言並びに被告発者等の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者等による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

- 3 調査委員会は、被告発者等の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。

- 4 調査委員会は、保存義務期間の範囲に属する生データ、実験ノート、観察ノート、実験試料、実験試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者等が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(報告)

第21条 委員長は、第18条第1項の規定に基づき調査委員会が、認定を終了したときは、速やかに調査結果を学長に報告するものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第22条 学長は、調査委員会の調査結果を速やかに告発者及び被告発者等に通知するとともに、配分機関及び関係省庁に調査結果を報告するものとする。

2 前項の通知は、被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも行うものとする。

3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第23条 不正行為と認定された被告発者等及び悪意に基づくものと認定された告発者は、調査結果の通知日の翌日から起算して14日以内に委員長に対し、理由を付した書面により不服申立てをすることができる。

2 学長は、被告発者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知し、配分機関及び関係省庁に報告する。

3 学長は、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあったときは、被告発者及び告発者の所属機関に通知し、配分機関及び関係省庁に報告する。

4 前2項の通知及び報告は、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様の手続きを取るものとする。

5 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、調査委員会に代えて他の者に審査を委嘱することができる。

6 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定し、学長に報告するものとする。

7 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに学長に報告するものとする。

8 前項の報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その内容を通知するものとする。

9 前項の通知の際に、その不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

(再調査)

第24条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行

うことなく手続きを打ち切ることができる。

- 3 前項の打ち切りが決定したときは、調査委員会は、直ちに学長に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 5 調査委員会は、再調査を開始した場合には、次に掲げる期間内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、学長に報告するものとする。ただし、その期間内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
 - (1) 不正行為を行ったことを認定された被告発者等から不服申立てがあったときは、再調査の開始の日から起算して、原則として50日以内
 - (2) 悪意に基づく告発をしたことを認定された告発者から不服申立てがあったときは、再調査の開始の日から起算して、原則として30日以内
- 6 学長は、再調査の結果を速やかに告発者、被告発者等に通知し、配分機関及び関係省庁に報告する。
- 7 被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも再調査の結果を通知するものとする。

(調査結果の公表)

第25条 学長は、調査委員会において不正行為が行われたと認定されたとき又は悪意に基づく告発と認定されたときは、個人情報又は知的財産保護等の不開示に合理的な理由がある場合を除き、原則として次の調査結果を公表する。この場合において、不正行為と認定された被告発者等又は悪意に基づくものと認定された告発者から公表事項についての意見があるときは、その意見も併せて公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者又は悪意に基づく告発を行った者の氏名及び所属
 - (2) 不正行為又は悪意に基づく告発の内容
 - (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会の委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法及び手順
 - (6) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。
 - 3 学長は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定されたときは、原則とし

て調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(不正行為の防止)

第26条 学長は、調査委員会において不正行為が行われたと認定されたときは、不正行為防止のため、不正行為と認定された事案について、本学内へ周知する等の必要な措置を講じることができる。

(不正行為に対する措置)

第27条 本学は、不正行為が行われたと認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対し、次の各号に定める必要な措置を講ずるとともに、法令及び学内諸規程に従って懲戒処分等を行うことができる。

(1) 当該研究に係る研究費の使用中止等

(2) 不正行為と認定された論文等の取り下げ、訂正又はその他の措置の勧告

(3) その他不正行為排除のための措置

2 学長は、前項の規定により必要な措置を講じたときは、配分機関及び関係省庁に対して処分内容等を報告する。

3 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

4 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(不正行為が無かった場合の措置)

第28条 学長は、不正行為が行われなかったと認定された場合、調査に際してとった措置を解除する。

2 学長は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

3 本学は、告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者に対し懲戒処分、刑事告発等を行うことができる。

(守秘義務)

第29条 告発窓口の職員等及びこの規程における不正行為への対応に携わる者は、告発の内容その他不正行為の調査に関する事項について知ることのできた情報を他に漏らして

はならない。

(事務)

第30条 調査委員会の運営等に関する事務は、監査室が行うものとする。

(告発者及び被告発者の保護)

第31条 本学は、告発が悪意に基づくものであることが判明した場合を除き、告発者に対し、告発したことのみを理由として、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 本学は、被告発者に対して相当な理由なしに告発がなされたことのみを理由として被告発者の研究業務の遂行を全面的に禁止し、又は解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(是正措置等)

第32条 調査委員会は、本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する部局の長に対し是正措置等をとることを命じるとともに、必要に応じて本学全体における是正措置等をとるものとする。

3 学長は、前項の規定に基づいてとった是正措置等の内容を配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(その他)

第33条 この規程に定めのない事項については、「福岡女学院看護大学研究倫理規準」に定めるほか、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を参考に、適切に対応するものとする。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て常任理事会が行う。

附 則 1

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則 2

この規程は、2016（平成28）年3月9日から施行する。

附 則 3

この規程は、2017（平成29）年10月11日から施行する。

附 則 4

この規定は、**2022**（令和4）年9月14日から施行する。

附 則 5

この規程は、**2022**（令和4）年10月12日から施行する。